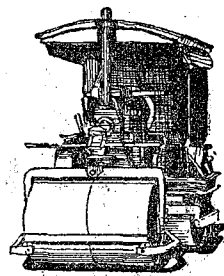


研究



—ラ—ロ—ド—コ—ル—セ—チ—



徳川幕府の道路交通政策に就て 〔二〕

和田 篤 憲

二 道中奉行

イ 道中奉行とは何ぞや

已に前回に於て述べしが如く、徳川幕府の路政は長所と共に短所を明確に吾人に知らしめて居るが、それは封建の

勢が然らしめたものと解すべきであらう。抑々幕府の路政は其根本方針を初代家康に見る事が出来る。勿論家康の路政は秀吉の主義を踏襲せるもの多く、後出御宿奉行もその一であるが、尙家康独自の綿密周到なる用意が存してゐる。即ち、家康が道路交通政策に腐心したことも一切ではな

いが、特に道路の改修に留意し、一里塚を造り、行旅者の便を計り、又駄賃錢を嚴重に規定して過當なからしめ、或は慶長十九年には御宿奉行として五味藤九郎を任じて往還道路の取締をなさしめたるが如きはこれである。然して、この御宿奉行こそ實に、徳川幕府が驛傳官を置いた起源とも見るべく、(吏徴別録には、大目付、寛永九年壬申十二月七日始置三四人 道中奉行兼帶下略。とあり。) 四代家綱の萬治二年七月に道中奉行が設置せられたのは、正にその完備である。然して道中奉行が慶應年間に至る迄引續いた處を見るも、相當の仕事をした事を察知する事が出来よう。この道中奉行も上述の如く御宿奉行に起源してゐる以上、やはり家康の政策を踏襲したものと考へてよからう。又東照宮の遺策なればこそ幕末、還政の日まで繼續したとも云へよう。要するに道中奉行は徳川幕府の驛傳官として可成り重要視されてゐた事には間違はないのであるが、こゝに問題となるべきは、(一) 道中奉行は兼任なりしこと。(二) 道中奉行の成績が將して大なるものありやし否や。の二が

これである。今次にこれ等につき少しく述べたい。

元來、道中奉行は萬治二年、大目附高木伊勢守守久を以て兼任せしめ、爾後皆大目附より兼任せしめて居たが、元祿十一年勘定奉行(公事方)、松平美濃守重良が道中奉行に兼任してから、勘定奉行も亦この職に預つてゐる。(勘定奉行は大抵公事方より兼任してゐるが、例外的に勝手方よりも兼任したことがある。) こゝに大目附とは老中の耳目となつて諸大名を監掌し、且つ諸役人の勤向を檢掌するものであり、勘定奉行(公事方)は諸國の代官を統領するものであるから、これ等兩奉行の兼任たる道中奉行は大目附勘定奉行の統制下に置かるゝを便としたか、或は置かるべき必要があつたものに相違ない。即道中奉行と雖も道中の安全のみ目的としたのではなくて、名を道中奉行に借りて諸大名の動靜を監督し、且天領の統轄を確固たらしめんための用意が多分にあつたのである。これが兼職の理由であるが、かゝる見地よりして、該奉行の路政がよしんば期待に背くが如きものであつても、幕府の目的は最早充分達成せ

られてゐたものとなすべきである。然ればとて全々この職を路政方面に要なしとはなすことが出来ない。通常道中奉行を目して、道路の改修、驛傳、運輸、道橋の一切を掌握し、道路交通の便を計つたものとなさるゝが如く、事實上種々の貢献があつたのであるから、以下この意味に於ける道中奉行に就て尙少しく述べて見よう。

先づ道中奉行の人員を見るに、萬治二年大目附より一人を兼任せしめたが、元祿十一年に至り勘定奉行よりも兼任せしめ、後、例として兩職より各々一人を兼任せしめ幕末に及んでゐる。五驛便覽に、大目附の道中奉行は萬治二年より高木伊勢守、延寶八年より彦坂壹岐守、天和三年より高木伊勢守、元祿八年より神尾備前守、同十二年より安藤筑後守、寶永五年より高平石見守^{○中}、御勘定奉行の道中奉行は、元祿十一年より松平美濃守、同十二年より久貝因幡守、寶永二年より石尾阿波守、同五年より大久保大隅守^{○下}とあつてその變遷を示してゐる。尙補佐機關として正徳二年には道中奉行各々に、與力二騎と同心十人とを屬

せしめてゐる⁶⁾。其の後享保九年に至つて與力同心を廢したが、寛保二年には勘定方六人を以て道中奉行の屬となしたことが見えてゐる⁵⁾。尙便宜上次に道中奉行を任命の年次に依つて示して見よう。

年 號	西 曆	奉 行
萬治二年	(一六五九)	高木伊勢守
延寶八年	(一六八〇)	彦坂壹岐守
天和三年	(一六八三)	高木伊勢守
元祿八年	(一六九五)	神尾備前守
同 十一年	(一六九八)	松平美濃守(加役)
同 十二年	(一六九九)	久貝因幡守
同 上	(同)	安藤筑後守
寶永二年	(一七〇五)	石尾阿波守
同 五年	(一七〇八)	松平石見守
同 上	(同)	大久保大隅守
享保元年	(一七一六)	伊勢伊勢守
同 六年	(一七二一)	彦坂壹岐守
同 上	(同)	寛播磨守
同 九年	(一七二四)	北條安房守

享保九年	(一七二四)	稻生下野守	寶曆八年	(一七五八)	小幡山城守
同十二年	(一七二七)	松平相模守	同十一年	(一七六一)	安藤彈正少弼
同十四年	(一七二九)	鈴木飛騨守	安永四年	(一七七五)	大屋遠江守
同十六年	(一七三一)	松波筑後守	天明二年	(一七八二)	桑原伊豫守
同十九年	(一七三四)	杉岡佐渡守	同八年	(一七八八)	根岸肥前守
元文三年	(一七三八)	稻生下野守	同	(同)	桑原伊豫守
同	(同)	水野對馬守	寬政十年	(一七九八)	井上美濃守
延享元年	(一七四四)	萩原伯耆守	同	(同)	石川左近將監
同二年	(一七四五)	木下伊賀守	同十二年	(一八〇〇)	小笠原和泉守
同三年	(一七四六)	神谷志摩守	文化三年	(一八〇六)	水野若狹守
同四年	(一七四七)	神尾伊賀守	同四年	(一八〇七)	柳生主膳正
寬延二年	(一七四九)	遠藤伊勢守	同七年	(一八一〇)	水野若狹守
同三年	(一七五〇)	松下肥前守	同十四年	(一八一七)	榑原主計頭
寶曆元年	(一七五一)	三井下總守	文政二年	(一八一九)	服部伊賀守
同二年	(一七五二)	永井丹波守	同	(同)	石川主水正
同三年	(一七五三)	曲淵豐後守	同三年	(一八二〇)	岩瀬伊豫守
同七年	(一七五七)	菅沼下野守	同十一年	(一八二八)	曾我豐後守
同	(同)	曲淵豐後守	同十二年	(一八二九)	佐野肥後守
同八年	(一七五八)	池田筑後守	天保六年	(一八三五)	初鹿野河内守

天保六年	同九年	同十二年	同十三年	同十四年	弘化元年	同二年	同三年	嘉永三年	同五年	同五年	同五年	安政元年	同三年	同五年	同五年	同六年	安政六年		
(一八三五)	(一八三八)	(一八四一)	(一八四二)	(一八四三)	(一八四四)	(一八四五)	(一八五〇)	(一八五〇)	(一八五二)	(一八五二)	(一八五二)	(一八五四)	(一八五六)	(一八五八)	(一八五八)	(一八五九)	(一八五九)		
内藤 隼人 正	深谷 遠江 守	佐橋 長門 守	初鹿野 美濃 守	跡部 能登 守	岡村 丹後 守	松平 豊前 守	中坊 駿河 守	久須美 佐渡 守	深谷 遠江 守	池田 播磨 守	一宮 丹波 守	本多 加賀 守	柳生 播磨 守	堀 伊豆 守	土岐 丹波 守	遠山 隼人 正	佐々木 信濃 守	山口 丹波 守	
安政六年	萬延元年	文久元年	同	文久二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
(一八五九)	(一八六〇)	(一八六一)	(一八六一)	(一八六二)	(一八六二)	(一八六三)	(一八六三)	(一八六三)	(一八六四)	(一八六四)	(一八六四)	(一八六四)	(一八六五)	(一八六五)	(一八六六)	(一八六六)	(一八六七)	(一八六七)	(一八六七)
大澤 豊後 守	酒井 隱岐 守	平賀 駿河 守	大澤 豊後 守	駒井 山城 守	岡部 駿河 守	根岸 肥前 守	一色 山城 守	松平 對馬 守	大久保 豊後 守	渡邊 甲斐 守	都筑 駿河 守	神保 佐渡 守	井上 信濃 守	小栗 下總 守	田澤 對馬 守	都筑 駿河 守	朝比奈 甲斐 守	溝口 伊勢 守	溝口 伊勢 守

道中奉行の支配と勤方

萬治二年、道中奉行が設置せられてより七十七年の後、

即元文元年七月、道中奉行鈴木飛驒守申聞候覺に、道中奉

行支配は(一)東海道、本坂廻り(二)中仙道、木曾路

(三)日光道中、水戸路(四)奥州道中(五)甲府通を限り、

以上の外の海道脇道へは道中奉行の鑑札を出し置かざる故

を以て、宿次馬次等があつても奉行の支配でない旨申聞し

てゐる。然してこの奉行の支配は甚だ大切なものであつた

らしく極めて嚴重に規定せられ、その權限を明にされてゐ

る。即、翌元文二年には丸子江尻兩驛を以て駿府町奉行に

屬せしめ又、二十八年後の明和二年には例幣使道を以て道

中奉行の所管としてゐるが其後更に七十一年を経て天保七

年七月、道中奉行に街道支配の區分を問合せたる付札に左

道中奉行支配之分

東海道 品川より水口迄 佐谷路

中山道 板橋宿より守山迄 並彦根美濃路日光

例幣道

水戸佐倉道 新宿より八幡 水戸迄

日光道中 千住より鉢石迄 壬生行 御成道

奥州道中 白澤より白川迄

甲州道中 内藤新宿より上諏訪迄

右之外、都而脇往還之分者御勘定奉行扱候事

以上の如く道中奉行の支配は嚴重に定められ、従つて種々

問題の起つた場合に其責任を明にしてゐるのである。

儲、次にその勤方を見るに加役道中奉行勤方之儀申上候

書付(享保年間)及び其補佐官たる道中方(道中方掛り御

勘定組頭)勤方によつて其大様を察知することが出來よう

かと考へ、多少煩雜の感がないではないが次にこれを示す

こととする。 加役道中奉行勤方之儀申上候書付¹⁰⁾

松平石見守

伊勢伊勢守

一 先年は大目付壹人に而道中奉行相勤候處神尾備前守大

目付之節元祿十一寅年御勘定奉行より兩人に而相勤申候
其節迄に道中方御用、相互に平勘定三人相附相勤候處、美濃守^{○松}道中奉行被^ニ仰付^ニ候段御勘定所御殿詰組頭竹村

彌兵衛、細田三郎右衛門道中方御用相勤、其以後松岡彌三郎萩原清左衛門引續相勤申候、此兩人正徳二辰年、御勘定吟味役被^ニ仰付^ニ候得共道中方之儀も差加り御用相勤候様

被^ニ仰渡^ニ因只今も松岡彌太郎辻六郎左衛門相勤申候

一 御料所宿々之儀寶永四亥年宿手代被^ニ申付置^ニ其所之御代官支配仕、公儀より御扶持給米被^レ下上役下役一宿に兩人づつ罷出往來御用其外宿助鄉村々人馬取揃任候處勤方不^レ宜筋に而、正徳二辰年、宿手代不^レ殘差止道中奉行壹人に與力貳騎、同心拾人づつ御預け相成道中方宿々吟味仕候様にと被^ニ仰渡^ニ只今組與力同心御用相勤候

一 右宿手代扶持給米之儀は寶永申年より諸國御料所村々

へ御傳馬宿爲^ニ御用^ニ高懸被^ニ仰付^ニ一ヶ年に米高六千俵づつ相納來候處、宿手代は被^ニ差止^ニ候得共、右高懸り米は、向後も前々之通取立、道中方御用に可^レ任旨被^ニ仰渡^ニ今以

右高懸り米、道中之御用に相渡申候

一 東海道并美濃路之内御料所宿々におゐて、往來旅人のため時之鐘無^レ之宿には定番を立置晝夜時打可^レ申旨正徳元年被^ニ仰付^ニ候右入用扶持米并年番代金年々被^レ下^レ之右御傳馬高懸り米之内を以相渡申候

一 先年道中宿々より注進之事、其外輕き分は、道中奉行手合に而申付る事、訴訟等之入組有^レ之時は御勘定奉行内寄合へ、道中奉行罷越吟味仕候、其外宿助郷最寄違に付割替願之義も御用相達候もの人少に而吟味も難仕候に付差當不^レ申儀は差延、拜借返済之儀も御代官又は領主役人申次第に仕候様に成吟味も届兼候處、組與力同心被^ニ仰付^ニ候以來道中奉行月番を置、寄合日を定め、公事訴訟又は拜借返済之儀明細逐^ニ吟味^ニ候故、返納も濟、年久鋪不^レ埒成類段々相濟申候

一 宿々燒失有^レ之時は其所之御代官吟味次第、御定之火事拜借貸渡候處、道中方與力同心被^ニ仰付^ニ候後は、傳馬役之もの拾軒、人足役之もの貳拾軒以上、燒失いたし候時は

組之もの見分に差遣委細遂に吟味、貸渡可然旨、正徳二三年、被_レ仰渡、只今迄は見分差遣役人間敷之割合迄、明細に遂に吟味候上貸渡申候

一 昔は宿々助郷村々は、領切郡切杯の様に相賄、人馬多少有_レ之不同に付宿々依人馬差支も有_レ之候に付元禄二巳年、其宿限に最寄を吟味いたし最も高應に助郷村々相付、只今以往還御用相勤申候、助郷最寄遠近等之訴訟有_レ之候得ば明細承届、品に寄組之もの見分にも遣し割合等仕候

一 道中道橋新規御普請修復等、前々は御代官より伺次第御勘定所に而吟味之上申上候處、與力同心被_レ仰付候以來、御普請修復之品に寄組之もの見分に差遣、御普請差延不_レ苦分又は御普請申付可然分は、委細吟味之上、御勘定所へ申談、御入用懸り不_レ申様詮議仕候に付、跡々とは御入用減申候

一 道中道橋並木一里塚等、前々、不埒、成所も御座候處、只今時時組之もの相廻り、不絶吟味いたし、尤助郷人馬等之寄方迄詮議仕候故唯今無用之人馬も助郷より差出さす、

往還も順路に罷成前々とは宿助郷とも甘候方に罷成候右之通り道中方古來之勤方、只今之勤方替り候品々、并支配増減加役之事、書面之通御座候(下略)。

道中方勤方¹²⁾

一 東海道宿々人馬繼送り日メ帳吟味之事

是は享保十七年以來、人馬繼送り之日メ帳宿々に認置、其場所御代官領主より、右帳不時に御勘定所へ爲_レ差出吟味いたし、餘計之人馬差出候儀有_レ之候得ば過人馬不_レ差出様に可_レ申付旨、其宿々支配人之御預所役人領主之家來等へ道中奉行より申渡候吟味仕候事

一 宿々助郷村免許、并差替願等吟味之事

是は村方より願出候節、訴狀之趣を以先格見合遂に吟味難_レ立願に候得ば、其旨申渡訴狀相返し、可_レ立筋之願に候得共、國繪圖を以右願之村々、并代り差替村と最寄御料私領村々致_レ吟味、最寄之御代官申渡、手代差遣し見分爲_レ致願村代り候村共柄之善惡、拾ヶ年平均損毛之歩合等又は宿場所之道方遠近之儀書付取_レ之其趣を以猶又吟味之上

助郷差免代り候村之儀道中奉行申渡候様吟味仕候事

附、助郷村免許差替等有之節は宿々助郷帳爲差出免許之村々に附紙認め、道中奉行印鑑取之助郷本宿へ相渡候事

一 五海道宿々之内、年々定式にて米金被下候事

是は、其宿々支配人之御代官御預所領主地頭より、米金請取手形差出候節前年に見合引付を以て遂に吟味、道中奉行裏判取之相渡候事

一 五海道宿々助成金利金取立割賦、并貸付等伺吟味之事

是は御料私領宿々其支配より年々伺書差出、或は宿場に定例にて三四ヶ年目に伺書差出候節前々へ引合遂に吟味、相違無之候得ば、伺之通可致之旨附紙認、道中奉行並掛り之御勘定組頭印形いたし相渡候事

一 五海道宿々拜借返納差滞候節吟味之事

是、年々春に至り、前年の納方元方御金奉行より書付取之、不納有之候得ば早速上納候様向々へ申渡候趣吟味仕候事

一 宿々拜借年延願吟味之事

是は御料私領は宿々支配より年延之儀相伺候節、願之仔細に寄、其譯相立候得ば、壹ヶ年之積り吟味仕候事

一 東海道今切定浚請負人榑木代拜借金、請負人より所々へ貸付置候所、返済滞催促之儀請負人相願候節、吟味之

上無滞様可致、返済之旨、借請人共に可申渡一段、其支配之面々へ道中奉行より申渡候趣、吟味仕候事

一 五海道宿々拜借年賦返納皆濟之節之事

是は返納皆濟に候得ば、其宿々支配より、先達て御金藏へ入置候本證文引替差出候に付、御勘定所留帳に引合相改、道中奉行へ申達、致、消印相渡候事

一 中山道板橋宿、鴻巣宿拜借返納米石代伺吟味之事

是は年々御代官より伺差出候に付、定浚其年之冬御張紙直段の三兩高を以相納候積り遂に吟味候事

一 二條大坂在番、大番頭、同組頭、御番衆并與力同心等

登り下り之旅籠錢之儀、帳面吟味之事
是は大番頭より道中奉行へ差出候に付、右帳面寫し留、本

紙道中奉行添書仕、御懸り之御老中へ差出候に付、賃錢高下遂に吟味候事

一 御傳馬宿入用米之事

是は年々御勘定帳面の内御傳馬宿入用米納高致吟味、定式宿々渡米竝殘米御拂之儀淺草御藏にて入札取之、御藏奉行より伺證文差出候に付、直段相應に候得共御拂に致し代金御藏へ納置せ吟味仕候事

一 五海往還並木枝葉伐拂之事

是は往還並木障に成候所枝葉等伐拂之儀其宿々支配より相伺候得者伐拂之儀申渡、枝葉等御拂直段致吟味直段相應に候得者御拂之積、道中奉行印形之證文取之相渡候事

一 五海道宿々之内、捨物鬮所物、又者行倒者等之雜物御拂代伺吟味之事

是は、其所之支配之御代官御預所、領主、地頭より伺差出候節、捨者六ヶ月見合御拂之積り、入札取之御拂申付、拂代御金藏へ爲相納候、行倒者殺害人等之雜物拂代は、其

所にて取置候節之入用多掛り候得ば、所之者へ相渡候儀も有之其時々吟味仕候事

一 五海道宿々之内出火有之節之事

是は其宿場支配私領よりも道中方へ相届候、右の趣道中奉行より月番之御老中方へ書付差出候に付、火元類焼之間數等遂吟味、出火之日口限等相改候、私領之分は、百軒以上之分御老中方へ書付差出候に付右同様改候事

一 五海道宿之内出火之節拜借願吟味之事

是は傳馬役歩行役之者類焼之節拜借之儀其宿々支配より伺差出候に付、先達て差出候出火届書引合、類焼之家數等相改、返納年賦等之儀定法を以吟味仕、道中方除金之内を以前例之通馬役へ金參兩、歩行役へ壹兩貳分充貸渡候に付、其段御掛り之御老中方若年寄衆へ、道中奉行より御届書差出候上、貸渡候に付吟味仕候、本陳類焼いたし候得ば、本陳拜借近例は壹軒に付百貳拾五兩充貸渡候積り、家作等繪圖差出させ吟味仕候事

但御金請取手形差出候節、道中奉行裏判取之相渡し候

私領之分は火事拜借無之事

一 道中往還通堤川除圯樋橋破損之節御修復并御普請吟味之事

是は前條に有之御取箇方にて之吟味同様に取計候事

一 五海道川々出水之節之事

是は川々出水川留之儀、并落水にて往來有之儀、其支配より相届候に付、其度々月番之御老中方へ道中奉行より、書付差出候に付注進書相改候事

但東海道大井川迄、中山道戸田川、日光道中栗橋邊迄

御料所之分注進有之候事

一 道中奉行代り候節之事

是は、道中奉行代り候得者五海道宿々へ御老中御證文を以御觸有之、其上道中奉行より觸出、并印鑑相認宿繼にて差遣し、道中奉行印鑑改候得共印鑑觸書是又宿送にて遣之先達て宿々へ渡置候印鑑取戻候儀取計候事

一 宿々支配之御代官御預所割替、又は知行渡私領上知替

等有之節之事

是は、五海道宿々支配之御代官御預所、并領主地頭相替候

得ば、宿々助成金拜借金等之儀引渡伺差出候に付、本證文相改納之譯遂吟味、道中奉行證文を以爲引渡候事

一 道中筋公事訴訟等有之節之事

是は、公事訴訟等有之節は道中奉行於宅寄合吟味之節掛り之御勘定組頭、并御勘定罷出、道中奉行差圖を以口書證文等取之候事

但道中筋喧嘩口論等、旅人より宿々之者共取合に候得

者道中奉行にて取捌候次第、右同斷

右之外道中方に附候不時之御用向吟味并宿觸等差出候儀

も御座候

右御用筋道中方掛り御勘定組頭取扱申候

ハ 結 言

以上述べたるが如く、道中奉行の本質は一見甚だ不明瞭であるが、それは其機關其自體が單なる路政助長の機關のみに限定されてゐないで、暗に種々の特命を帯びてゐるからである。その支配上に於ても前述の如く、町奉行や所司代

等の間に種々六ヶ敷き區分が行はれてゐたのである。其勤方書上に於ても處々に不明確なる點がある。即此の如き事情は之を覆ふことは出来ないが、結局徳川時代に於て該奉行の手に依つて多少にても路政が改良せられてゐる以上、其存在の意義は認めない譯にはゆかぬ。蓋し道路改修方面はさておき、驛傳方面に同奉行が助力したる功績のみは實に没すべからざるものがあるのである。

- (1) 大日本交通史(驛遞志稿) 三五頁
- (2) 同 上 三八頁

歐米諸國の道路改良 (三)

武井群嗣

- (3) 同 上 四一頁
- (4) 大森金五郎學士 大日本全史下卷 九二頁
- (5) 古事類苑・官位部三、 六〇一頁
- (6) 以下大日本交通史 六二頁
- (7) 古事類苑 官位部三、 六〇一頁
- (8) 大日本交通史 六五頁
- (9) 日本財政經濟史料第九卷 三〇五頁以下
- (10) 同 上 四四九頁
- (11) 古事類苑 官位部三、 六〇二頁以下
- (12) 日本財政經濟史料 第八卷 六一八頁以下

第二 和 蘭

一 國內道路の概況

和蘭の本國は面積三萬四千百九十平方料で日本の十分の一にも足らぬ小國であるが、其の割合に人口は尠くなく、總數七百七十三萬七千餘に達し、其の密度の如きは實に一